

5 環第172号
令和5年5月12日

関係各位

愛媛県県民環境部長

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程等の改正について（通知）

日頃から、本県の環境行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から、建築物等の解体等工事を行う際は、大気汚染防止法施行規則第16条の5に基づき、有資格者による石綿事前調査が義務付けられることとなっていますが、この度、工作物に対する石綿事前調査に係る建築物石綿含有建材調査者講習登録規程等が改正され、令和8年1月1日から、工作物に係る解体等工事についても、有資格者による石綿事前調査を義務付けられることとなりましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体会員に御周知いただくとともに、引き続きアスベストの飛散・ばく露防止対策に御協力願います。

【改正告示の概要】

- (1) 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の変更
工作物石綿事前調査者の資格取得のために必要な講習会等の要件を追加した。
(令和5年3月27日から工作物石綿事前調査者の資格が取得可能)
- (2) 石綿事前調査を行うことができる経済産業大臣が定める者の変更
工作物に対する事前調査を行う者として、(1)の工作物事前調査者の資格を有する者を追加した。(令和8年1月1日施行)
- (3) 石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物の変更
石綿等が使用されているおそれが高い工作物に、「観光用エレベーターの昇降路の囲い」を追加した。(令和5年10月1日施行)

担当
愛媛県県民環境部環境局
環境・ゼロカーボン推進課
大気・水環境グループ 西田
Tel 089-912-2347
Fax 089-912-2344

